相互会社から株式会社への組織変更に係る公告

平成21年７月１日　　東京都千代田区有楽町１丁目13番１号
第一生命保険相互会社
代表取締役社長　斎藤　勝利

第一生命保険相互会社（以下、「当会社」といいます。）は、平成21年６月30日開催の第108回定時総代会において、保険業法第86条に基づき、相互会社から株式会社への組織変更（株式会社化）（以下、「組織変更」といいます。）に関する決議を行い、その承認を受けました。

よって、保険業法第88条に基づき、ここに「相互会社から株式会社への組織変更に係る公告」（以下、「本公告」といいます。）を行います。

１．組織変更をする旨

当会社は、保険業法第96条の10の規定に基づく認可を得ることを前提として、組織変更がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」といいます。）である平成22年４月１日に株式会社（以下、「新会社」といいます。）となります。

ただし、当会社は、不測の事態が生じたときは、あらかじめ、延期後の効力発生日について当会社の定款に定める方法により公告した上で、平成23年４月１日までの日で当会社の取締役会が定める日に効力発生日を延期する場合があります。

また、当会社は、東京証券取引所への新会社株式の上場を申請し、効力発生日以後速やかに上場することを目指します。

２．新会社の商号および住所ならびに資本金および資本準備金の額

商号	第一生命保険株式会社
住所（本店の所在地）	東京都千代田区有楽町１丁目13番１号 ※従来と変更ありません。
資本金および資本準備金	資本金　2,102億円、 資本準備金　2,102億円

３．組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

⑴　保険契約上の権利

当会社との間で締結された保険契約の保険約款に規定する権利は、組織変更後も変更ありません。

なお、社員配当に関する権利は、組織変更後、契約者配当に関する権利となります。当会社は、保険契約者の契約者配当に対する合理的期待が損なわれることがないよう、後記「４．新会社における契約者配当の方針」に記載のとおり、組織変更後の契約者配当の方針を定めます。

⑵　当会社の社員としての権利

総代を選出する権利等の当会社の社員としての権利は、組織変更に伴い消滅します。

ただし、後記「６．社員に対する整数株式の交付」の記載にしたがって１株以上の株式の交付を受けた社員は、組織変更に伴い新会社の株主となり、会社法に規定する株式会社の株主としての権利を有することとなります。

４．新会社における契約者配当の方針

⑴　概要

当会社は、保険契約者の契約者配当に対する合理的期待が損なわれることがないよう、組織変更後の契約者配当の方針を次のとおり定めます。

新会社は、毎事業年度末日ごとに、有配当保険に係る損益に基づいて、契約者配当の対象となる金額を算出します。この金額に相互会社に適用される社員配当準備金および社員配当平衡積立金の積立割合（保険業法施行規則第30条の６、現在は100分の20）と同じ割合を乗じて得られる額以上の額を、契約者配当準備金に繰り入れ、契約者配当の原資とします。

契約者配当準備金に繰り入れられた金額は、保険契約の特性に応じて設定された商品区分ごとの損益状況に基づき各商品区分に割り当てられ、各商品区分に属する保険契約の保険契約者に対して、保険約款に定められた方法により分配されます。

⑵　契約者配当の対象となる金額を定めるための区分の設定

新会社は、契約者配当の対象となる金額を定めるため、次のとおり有配当保険の区分、無配当保険の区分および保険以外の区分を設定し、毎事業年度の損益をそれぞれの区分ごとに計算します。なお、各区分の損益は、組織変更後に新たに締結する保険契約に係る損益を併せて計算します。また、組織変更後に保険種類が新設される場合には、その保険契約の契約者配当の有無にしたがって、その損益を有配当保険の区分または無配当保険の区分に含めることとしますが、新たな区分を設定する場合もあります。

区　　分	対 象 と な る 損 益
有配当保険の区分	契約者配当を行う保険契約（有配当特約を含む）に係る損益
無配当保険の区分	契約者配当を行わない保険契約（無配当特約を含む）に係る損益
保険以外の区分	保険契約に係る損益以外の損益

⑶　契約者配当の対象となる金額の計算方法

契約者配当の対象となる金額は、保険契約に係る損益のうち、毎事業年度末日において、有配当保険の区分に属する損益に基づいて計算した契約者配当準備金への繰入額を計上する前の当期純利益相当額から、その区分における㈠会社法および法務省令（会社計算規則第158条第１号）において、分配可能額の計算上減ずるべき額のうち、のれん等調整額と資本等金額等との差額に応じて算出される額に相当する額ならびに㈡契約者配当準備金の取崩額が事業年度末日の利益剰余金に含まれる場合におけるその取崩額を控除した金額とします。

前記の有配当保険の区分に属する損益および保険以外の区分に属する損益には、損益計算書上のこれらの区分に属する損益のほか、有配当保険の区分と保険以外の区分との間で授受する金額（有配当保険に係る保険事故の発生その他の理由により当該事業年度末日後に発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対する準備のために、新会社が合理的と判断する基準にしたがって計算した金額等）に係る損益を含めるものとします。

なお、有配当保険の区分の損益と契約者配当の対象となる金額との間には、次の算式の関係が成り立ちます。

保険業法施行規則第30条の６（積立割合）で定められる比率 ≦ （契約者配当準備金繰入額） ／ {（有配当保険の区分の当期純利益相当額）＋（契約者配当準備金繰入額）－（㈠会社法および法務省令（会社計算規則第158条第１号）において、分配可能額の計算上減ずるべき額のうち、のれん等調整額と資本等金額等との差額に応じて算出される額に相当する額）－（㈡契約者配当準備金の取崩額が事業年度末日の利益剰余金に含まれる場合におけるその取崩額）}

５．社員に対する株式の割当てに関する事項

⑴　概要

当会社は、保険業法第90条第１項の規定に基づき、後記⑵に記載の社員に対し、後記⑶に記載のとおり、社員ごとの寄与分に応じて新会社の株式を割り当てます。なお、「社員」とは、当会社の有配当保険契約（剰余金の分配のある保険契約）の保険契約者をいい、当会社の無配当保険契約（剰余金の分配のない保険契約）のみの保険契約者はこれに該当しません。

社員ごとの寄与分は、その社員が当会社と締結している補償基準日（組織変更に伴う株式の割当計算の対象となる社員を確定するための基準日）において有効な有配当保険契約ごとの寄与分の合計額とします。この寄与分とは、当会社の純資産等（会社に蓄積される内部留保等）の形成に対するその保険契約の寄与の度合いであり、保険種類、契約時期、保険金額や保険料等の契約内容に応じて、後記⑷に記載の方法により、保険業法および保険業法施行規則に基づき計算されます。

⑵　株式の割当計算の対象となる社員

株式の割当計算は、補償基準日である平成21年３月31日現在の当会社の社員名簿に記載されている社員を対象とします。

ただし、社員への株式の割当ては、その寄与分の大きさに応じて決まるため、補償基準日現在の当会社の社員名簿に記載されている社員であっても、株式の割当てがないこともあります。

⑶　割当株式数の計算方法

前記⑵の社員ごとの割当株式数は、組織変更に際して社員に対する割当てにより発行する株式の総数1,000万株を、社員それぞれの寄与分割合（後記⑷の方法にしたがって計算した全社員の寄与分の総額に対するそれぞれの社員の寄与分の比率）に応じて割り振った数（小数点第３位以下を切上げ）とします。なお、寄与分割合のない社員に対しては、株式の割当ては行われません。

⑷　寄与分の計算方法

①　社員の寄与分の計算

前記⑵の社員ごとの寄与分は、保険業法施行規則第44条第１項の規定に基づき、その社員が当会社と締結している補償基準日において有効な有配当保険契約ごとの寄与分の合計額とします。

②　保険契約ごとの寄与分の計算

有配当保険契約ごとの寄与分は、保険業法施行規則第44条第２項の規定に基づき、補償基準日時点において次のように計算した金額とします。

商品の特性に応じて当会社が設定した区分ごとに、保険料および保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出（配当金および税金の支出を含みます。）に充てられた額および保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額を控除した額を、それぞれの区分に属する有配当保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とします。

この計算において、保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額については、商品の特性に応じて当会社が合理的と判断する将来の見通しおよび割引率等に基づき計算します。ただし、この確保すべき資産の額は、有配当保険契約ごとに補償基準日における解約返戻金相当額を下限とします。